

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費 (単位:千円)

		17年度	18年度	19年度
社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査に係る経費				
人件費	常勤職員	15,591	16,581	15,265
	非常勤職員	0	0	0
物件費		21,255	34,317	33,773
委託費	印刷費、名簿作成費等	27,685	40,343	35,189
	福祉調査分	12,052	14,368	10,537
	介護調査分	8,845	17,596	17,669
	一括的な業務 (受付審査費)分	6,788	8,379	6,983
	地方公共団体委託費	60,763	62,290	66,892
	計	88,448	102,633	102,081
計 (a)		125,294	153,531	151,119
参考値	減価償却費	16	16	16
	退職給付費用	2,074	2,074	2,074
	間接部門費	1,550	1,617	1,693
(a)+(b)		128,934	157,238	154,902

(注記事項)

1. 業務の実施期間は、6月～1月末の約8か月である。

平成18年度の経費増については、社会福祉施設等調査が3年に一度の精密調査年(調査項目の増等)であったことにより、郵送料

(ただし、地方公共団体経由分の調査票に限る)、調査関係用品の印刷費、受付審査費、データ入力費が増加したこと及び

介護サービス施設・事業所調査が従来の調査票に加えて、利用者に関する調査を実施(調査票数の増)したことにより、郵送料(ただし、地方公共団体経由分の調査票に限る)、謝礼品費、調査関係用品の印刷費、データ入力費が増加したことに起因する。

また、平成19年度の経費については、社会福祉施設等調査は平成17年度と同様の簡易調査であったが、介護サービス施設・事業所調査で、引き続き利用者に関する調査を実施(調査票数の増)したことにより、郵送料(ただし、地方公共団体経由分の調査票に限る)、謝礼品費、調査関係用品の印刷費、データ入力費が平成18年度並となっている。

* 各年度の業務量の増減は調査票枚数(地方公共団体への送付枚数;別添5参照)を参考とする。

2. 各費目の内容は以下のとおり。

○人件費

- ・職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、児童手当、社会保険料
- ・当該委託業務に直接従事した職員の人件費

○物件費

通信運搬費(通信料(フリーダイヤル等による対応)、郵送料(調査票及び調査関係用品一式の送付及び再送付。ただし、地方公共団体経由分については、厚生労働省→自治体間は一括送付。)、郵送料(国直轄分にのみ使用したはがき(挨拶状、お礼状(督促状を兼ねる。))、謝礼品費(利用者に関する調査票の対象施設のみ)、光熱費、消耗品費、リース物品の賃料

* 謝礼品費については、地方公共団体へ記入者手当相当分として支払った額(平成18年度は9,255千円、平成19年度は8,901千円;単価は事業所の規模により1,000~4,000円で計算)であるが、各地方公共団体における調査実施の際は予算の組み替え等により、多くの場合は謝礼品購入費に充てている。なお、本事業においては調査対象への謝礼品の支給を行わないこととする。

○委託費

調査関係用品の印刷費(プレプリントを含む)、名簿作成の作業費、受付審査費、データ入力費及び地方公共団体に委託して実査を行った際の委託費

*1 地方公共団体への委託費については、統計調査を実施するために契約した委託職員の人件費に、当該2調査の業務量割合を乗じて算出した。

*2 地方公共団体への委託内容の詳細は「5 従来の実施方法」へ記載した。

*3 名簿作成の作業費は平成17年188人日、平成18年109人日、平成19年98人であり、受付審査の作業量は平成17年623人日、平成18年861人日、平成19年766人日である。

○減価償却費、退職給付費用及び間接部門費は推計の要素を含む参考情報であり、算定方法は以下のとおり。

①減価償却費(受託者において準備する必要のある施設・設備のうち、物件費に計上していないもの)

・定額法により算出

・(建物関係):建物全体の減価償却費のうち、本業務を担当している係が占有している面積分を算出

②退職給付費用

・退職給付単価×従事職員数

※退職給付単価:厚生労働省全体の退職給付費用を総職員数で除した推計単価

③間接部門費

官房総務課、官房人事課及び官房会計課並びに統計情報部企画課及び社会統計課の執行部門に係る人件費、物件費、

委託費等の金額を職員数に応じて配賦した。

従来の実施状況に関する情報の開示

2 従来の実施に要した人員 (単位:人)

	17年度	18年度	19年度
社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査に係る業務			
常勤職員	2,2100	2,2103	2,2101
非常勤職員	0	0	0

(業務従事者に求められる知識・経験等)

- 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査に関する業務を熟知し、名簿の作成業務、照会対応業務、督促業務、内容チェック業務及びデータ入力業務に関する知識・経験等を必要とする。

(業務の繁忙の状況とその対応)

- 9月中旬～1月末にかけて、主に調査関係書類の梱包・発送、調査対象事業所からの照会対応、調査票の受付、未回収事業所に対する督促、個票審査、データ入力等、業務の繁忙期にあたる。

(注記事項)

1. 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査は、常勤16人の体制で6月から1月末にかけて実施している。なお、実施期間が1年未満であり、従事する職員は委託対象外の業務にも従事しているため、人員数は、1人の職員が1年間対象業務に従事した場合を1人として算定した数値を記載している。
2. 具体的には、業務に従事した日数を年間の営業日数で除し、人員を算出した。

3 従来の実施に要した施設及び設備

- 設備:電話(4台)、FAX、コピー機、パソコン(16台)、プリンター、サーバー、LAN、書庫、机、いす、ロッカー
- 施設:中央合同庁舎第5号館の一角(約50平方メートル)を使用している。

(注記事項)

1. 事業を実施するために必要となる施設及び設備は、受託者において準備する必要がある。
2. 上記設備は、業務を兼務して行っている場合は、他業務分も含む。基本的には、パソコンは一人一台体制だが、プリンター、FAX、コピー機は複数名で1台となる。

従来の実施状況に関する情報の開示

4 従来の実施における目的の達成の程度

調査ごとに調査票単位での回収率

社会福祉施設等調査	19年度		20年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績
老人福祉施設等調査票	100%	99.4%		
障害者支援施設等調査票	100%	97.9%		
児童福祉施設等調査票	100%	97.4%		
保育所調査票	100%	99.9%		
障害福祉サービス(等)事業所票	100%	82.1%	100%	76.0%

介護サービス施設・事業所調査	19年度		20年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設票	100%	98.8%		
介護老人保健施設票	100%	98.5%		
介護療養型医療施設票	100%	98.0%		
訪問看護ステーション票	100%	96.3%		
居宅サービス事業所(福祉関係)票	100%	86.0%	100%	74.8%
地域密着型サービス事業所票	100%	96.6%	100%	85.6%
居宅サービス事業所(医療関係)票	100%	92.6%		

(注記事項)

- 社会福祉施設等調査における「障害者支援施設等調査票」及び「障害福祉サービス(等)事業所票」については、障害者自立支援法の成立・施行に伴い設計を大幅に変更しているため、平成17年度の実績は参考にならない。また、平成18年度においては、「障害福祉サービス(等)事業所票」以外の調査票については、7区分に調査票が分類されており、調査票ごとの比較が困難なため、平成19年度の実績のみ掲載した。
- 「障害福祉サービス(等)事業所票」については、平成20年度は公共サービス改革法に基づく民間委託により調査を実施しているため、民間業者の回収率(12月29日時点)を掲載した。また、「障害福祉サービス(等)事業所票」以外の調査票については、平成20年度は公共サービス改革法に基づく民間委託により調査票の受付・審査を実施しているため、民間業者での回収日(地方公共団体からの初回事着分)を別添4に掲載した。
- 介護サービス施設・事業所調査については、平成18年4月1日の介護保険法の改正・施行に伴い、介護サービスの形態が変化したことにより調査票の設計を変えたため、平成17年度の実績は参考にならない。また、平成18年度においては「居宅サービス事業所(福祉関係)・地域密着型サービス事業所票」で調査を実施した対象者を、平成19年度以降については「居宅サービス事業所票」、「地域密着型サービス事業所票」に振り分けて調査を実施しており、調査票ごとの比較が困難なため、平成19年度の実績のみ掲載した。
- 介護サービス施設・事業所調査においては、「居宅サービス事業所(福祉関係)票」及び「地域密着型サービス事業所票」については、平成20年度は公共サービス改革法に基づく民間委託により調査を実施しているため、民間業者の回収率(12月29日時点)を掲載した。
また、「居宅サービス事業所(福祉関係)票」及び「地域密着型サービス事業所票」以外の調査票については、平成20年度は公共サービス改革法に基づく民間委託により調査票の受付・審査を実施しているため、民間業者での回収日(地方公共団体からの初回事着分)を別添4に掲載した。
- 「介護保険施設利用者個票・一覧票」及び「訪問看護ステーション利用者個票・一覧票」については、抽出調査であり、対象施設・事業所における平成19年の回収率は96.9%である。

回収率の算定根拠

回収率は、以下により算出したものである。

①平成19年度

○社会福祉施設等調査

- ・老人福祉施設等調査票(地方公共団体経由のみ)
調査対象施設数 21, 002施設 回収施設数 20, 878施設 (回収率99. 4%)
- ・障害者支援施設等調査票(地方公共団体経由のみ)
調査対象施設数 9, 765施設 回収施設数 9, 563施設 (回収率97. 9%)
- ・児童福祉施設等調査票(地方公共団体経由のみ)
調査対象施設数 11, 317施設 回収施設数 11, 023施設 (回収率97. 4%)
- ・保育所調査票(地方公共団体経由のみ)
調査対象施設数 24, 228施設 回収施設数 24, 206施設 (回収率99. 9%)
- ・障害福祉サービス事業所票(直接郵送分+地方公共団体経由分含む。)
調査対象事業所数 26, 910事業所 回収事業所数 22, 085事業所 (回収率82. 1%)
 - (直接郵送) 22, 191事業所 17, 385事業所 (" 78. 3%)
 - (地方経由) 4, 719事業所 4, 700事業所 (" 99. 6%)

○介護サービス施設・事業所調査

- ・介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設票(地方公共団体経由のみ)
調査対象施設数 6, 054施設 回収施設数 5, 980施設 (回収率98. 8%)
- ・介護老人保健施設票(地方公共団体経由のみ)
調査対象施設数 3, 493施設 回収施設数 3, 440施設 (回収率98. 5%)
- ・介護療養型医療施設票(地方公共団体経由のみ)
調査対象施設数 2, 918施設 回収施設数 2, 860施設 (回収率98. 0%)
- ・訪問看護ステーション票(地方公共団体経由のみ)
調査対象事業所数 6, 428事業所 回収事業所数 6, 193事業所 (回収率96. 3%)
- ・居宅サービス事業所(福祉関係)票(直接郵送分+地方公共団体経由分含む)
調査対象事業所数 70, 675事業所 回収事業所数 60, 811事業所 (回収率86. 0%)
 - (直接郵送) 36, 202事業所 27, 386事業所 (" 75. 6%)
 - (地方経由) 34, 473事業所 33, 425事業所 (" 97. 0%)
- ・地域密着型サービス事業所票(直接郵送分+地方公共団体経由分含む)
調査対象事業所数 12, 731事業所 回収事業所数 12, 297事業所 (回収率96. 6%)
 - (直接郵送) 687事業所 578事業所 (" 84. 1%)
 - (地方経由) 12, 044事業所 11, 719事業所 (" 97. 3%)
- ・居宅サービス事業所(医療関係)票(地方公共団体経由のみ)
調査対象事業所数 9, 706事業所 回収事業所数 8, 988事業所 (回収率92. 6%)

②平成20年度

○社会福祉施設等調査

- ・障害福祉サービス事業所票
調査対象事業所数 23, 978事業所 回収事業所数 18, 234事業所 (回収率76. 0%)
- ・地方公共団体からの調査票到着日(初回到着分) 別添4

○介護サービス施設・事業所調査

- ・居宅サービス事業所(福祉関係)票
調査対象事業所数 34, 349事業所 回収事業所数 25, 691事業所 (回収率74. 8%)
- ・地域密着型サービス事業所票
調査対象事業所数 1, 112事業所 回収事業所数 952事業所 (回収率85. 6%)
- ・地方公共団体からの調査票到着日(初回到着分) 別添4

従来の実施状況に関する情報の開示

5 従来の実施方法

従来の実施方法(業務フロー図等)

別添1～3とのおり

なお、従来は地方公共団体に委託する分と国直轄で郵送で行う方式を併用し、平成20年はそのうち国直轄で郵送で行う実査を公共サービス改革法に基づく民間委託により実施した。

また、平成21年度以降は、地方公共団体に委託していた部分も国直轄に引き上げ、すべての施設・事業所における実査を公共サービス改革法に基づく民間委託により行う。

(事業の目的を達成する観点から重視している事項)

- 都道府県・指定都市・中核市との連絡を密にし、全国会議や調査後に担当者との会議等を開催し、調査の実施における具体的な提案・問題点等について情報交換や検討を行い、よりよい統計になるよう努めている。
- 調査対象からの問い合わせに対しては、調査事項の記入内容についての質問が多いので、迅速・丁寧・正確に回答している。
- 調査票の回収については、データ入力以降も、都道府県・指定都市・中核市の協力を得て、未回収の調査票の督促を行っている。

(注記事項)

- 平成17～19年に地方公共団体(都道府県・指定都市・中核市)に委託して実査を行った件数(送付調査票枚数 別添5)
 - ・調査対象施設のうち、「児童遊園:児童福祉法第40条に定める児童厚生施設(児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設)のうち、屋外型施設をいい、広場、遊具、トイレの設置が義務づけられている」は、管理者が常駐しない場合が多く、地方公共団体において調査内容について回答した例もある。
- 地方公共団体に委託していた内容
 - ・調査票の配付(追加配付含む)
 - ・照会対応・督促・内容審査
 - ・調査票の回収・取りまとめ・提出(各調査票ごとの枚数確認後、一番号順に整理した後、厚生労働省へ発送)

(参考)平成19年調査実査時における、地方公共団体全体の数値

社会福祉施設等調査は、都道府県・指定都市・中核市職員の他に福祉事務所職員も活用している場合があり、介護サービス施設・事業所調査は、都道府県・指定都市・中核市職員の他に保健所・福祉事務所職員を活用している場合がある。

1. 調査票の配付に要した人員

社会福祉施設等調査	1,596人	平均実働時間 5日
介護サービス施設・事業所調査	1,153人	平均実働時間 5日

2. 照会件数及び要した人員

社会福祉施設等調査	6,252件	1,188人	平均対応時間 6分/1件
介護サービス施設・事業所調査	7,316件	967人	平均対応時間 7.1分/1件

3. 審査件数及び要した人員

社会福祉施設等調査	27,948件	1,511人	平均審査時間 6.4分/1件
介護サービス施設・事業所調査	32,470件	1,087人	平均審査時間 8.8分/1件

4. 督促件数及び要した人員

社会福祉施設等調査	4,110件	846人
介護サービス施設・事業所調査	6,226件	826人

*なお、1の平均実働時間については、各地方公共団体から回答のあった配付期間(○月○日～○月○日)の合計を団体数で除した値であるが、2及び3の平均時間については、1件当たりの平均時間そのものを回答してもらい、その合計値を団体数で除した値である。

○ 国直轄で郵送にて実施していた内容(平成19年調査実査時における照会件数・回収率・督促件数・疑義照会件数・未達件数)

社会福祉施設等調査(障害福祉サービス事業所調査(国直轄調査分のみ)) 調査票発送22,483事業所

1. 調査対象事業所からの照会件数 1,354件

2. 督促と回収率の関係

- ①10/20の提出期限時点で約8,664事業所(回収率39.0%)
- ②10/26のお札状(督促状を兼ねる。)発送時点で約15,656事業所(回収率70.6%)
 - ・10/26に調査対象事業所(調査票の未達を除く。)に対しお札状(督促状を兼ねる。)を発送。(発送22,191事業所)
 - ③12月末時点で約17,366事業所(回収率78.3%)